資料３

跡地利用協議会における今後の検討内容と進め方

１．今後の検討内容

跡地利用計画（H27.3 策定）

Ⅲ．まちづくりの考え方

１．「福岡市基本計画」における「箱崎地区」の役割・位置付け
２．まちづくりの方針
３．将来構想

Ⅳ．都市基盤整備に関する方針

１．まちの骨格形成イメージ
２．交通基盤の整備方針
　・幹線道路ネットワークの形成方針
　・地区内道路（街区）の形成方針
　・歩行者ネットワークの形成方針
　・自転車ネットワークの形成方針
　・公共交通利便性の向上方針
３．緑の整備方針
　・公園整備の方針
　・緑のネットワークの形成方針

Ⅴ．土地利用の方針

１．ゾーンの考え方
　・成長・活力・交流ゾーン
　・教育・研究ゾーン
　・安全・安心・健やかゾーン
　・交流・賑わいゾーン
　・地区の顔となる駅周辺ゾーン
　・近代建築物活用ゾーン
２．すべてのゾーンに関連する視点
　・歴史文化資源の活用
　・環境共生の推進
　・スマートコミュニティの形成
　・新たな技術・仕組みの導入
　・防災性の向上
　・ユニバーサル都市に向けた取り組み

Ⅵ．実現に向けた方針

１．跡地利用の進め方
**　・跡地利用の基本的な考え方**
**　・基盤整備手法等の検討**
**　・先行まちづくりエリアの跡地利用の進め方**

２．まちづくり誘導手法
**　・まちづくりルールの検討**
**　・まちづくりルールの実現に向けた手法**
**　・まちづくりマネジメントの検討**

３．全体スケジュール

福岡市
○公共施設の配置検討（箱崎中学校・貝塚公園の再配置）
○都市計画や都市基盤等の方針
○まちづくりルールの実現手法

九州大学
○跡地処分方法・スケジュール
・先行まちづくりエリアの跡地利用の進め方

○跡地利用の基本的な考え方　○都市基盤整備手法（参画事業者の決定）

福岡市・九州大学で検討する事項

報　告
検討対象範囲の追加

まちづくりガイドラインに反映
（まちづくりルール）

跡地利用協議会での協議内容

□まちづくりマネジメントの検討

□まちづくりルールの検討

①歩行者ネットワーク・オープンスペースの確保
　（歩行者空間形成）
②緑空間の創出（緑化）
③街並み景観（景観）
④土地利用の誘導
　1）まちづくりの方針に基づいた土地利用の誘導
　2）にぎわいの創出
　3）周辺地域への配慮
⑤「大学 100 年の歴史と緑」の活用
　1）歴史文化資源の活用
　2）九州大学の面影・記憶の継承
　3）既存樹木の活用

□まちづくりルールの実現に向けた手法

事業者公募条件への反映

まちづくりガイドライン
（Ｈ２８年度を目標に策定予定）

都市計画決定等によりルールを担保

◆跡地利用の検討体制

■箱崎キャンパス跡地利用協議会
・跡地利用に関して、連絡・協議することを目的とする。
・「跡地利用計画」の策定後も存続する。

■福岡市・九大による実務レベルの検討
・将来ビジョンを踏まえた、具体的な都市基盤や土地利用の計画等を示す「跡地利用計画」を検討する。

福岡市
・都市計画や都市基盤整備等に関する事項

九州大学
・跡地処分に関する事項
・文科省及び学内の調整

【参考】第１回協議会（H25.7.5）資料より抜粋

2．進め方（全体スケジュール）（案）

年度	～H25	H26年度（2014）	H27年度（2015）	H28年度（2016）	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36年度～（2024年～）
移転スケジュール	工学系〈移転完了〉		理学系			文系 農学系						

跡地の構想

- 九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョンの提言（H25・2）
- 跡地利用計画策定（H27・3）
- ◆まちづくりルールの検討
  - まちづくりガイドライン（中間とりまとめ）
  - まちづくりガイドライン
- ※見直し・検討
- 跡地全体のまちの概成（目標）

必要な調整・手続等

◆土地利用において必要な措置

- ・近代建築物の保存等措置（H26～）
- ・建物解体（H26～）
- ・埋蔵文化財発掘調査
- ・土壌汚染対策法に基づく調査　など

- ・必要に応じた都市計画に関する検討・手続き（都市計画道路、地区計画等）
- **・基盤整備に関する検討**
- **・公共施設の配置**　など

◆事業者選定方法等の検討

- ・需要調査（H25～）
- ・民間提案募集・対話会（H26）
- **・事業手法等の検討**
- **・公募等の売却方法の検討**

◆事業者選定
◆土地引渡
◆基盤整備
◆建物建築　等

先行まちづくりエリアの土地利用開始

◆事業者選定
◆土地引渡
◆基盤整備
◆建物建築　等

○**平成２８年度を目途に、まちづくりルールを検討**し，**「まちづくりガイドライン」を策定**。

（地区計画等への位置付けを想定）

○**平成２７年度は、**先行まちづくりエリアの土地利用を図ることを目的に、**事業者選定に着手するため「まちづくりガイドライン」を中間とりまとめする**。
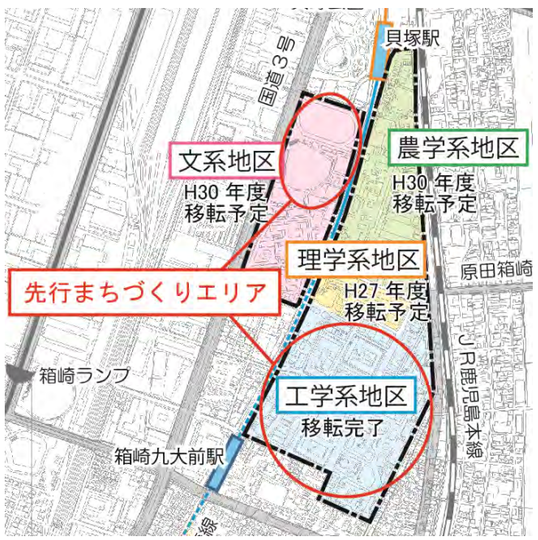
※跡地利用協議会は、平成２７年度において、２～３回開催予定。